

「外来種対策の推進に関する政策評価」－ 実地調査結果の中間報告 －

調査の背景等

◇ 人の移動や物流が活発になる中で我が国に持ち込まれてきた、外国起源の外来種については、外来生物法^(注1)や政府の計画等に沿って、生態系の維持等の観点から様々な対策が講じられてきたが、これらの取組についての分析や評価は、必ずしも明らかになっていない状況にある。

(注1) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）

◇ 本政策評価は、以上のような状況を踏まえ、外来種対策の推進に関する政策について評価を行うものであり、具体的な取組の実態を知るため、法律により取引や飼養が規制されている四つの外来種（ヒアリ、アライグマ、オオキンケイギク及びセイヨウオオマルハナバチ）を選んで対策の取組状況を実地に調査した。

◇ 全体的な調査結果は引き続き精査中であるが、今回は、このうち、人体にとって危険な生物とされるヒアリ及び農林水産業に深刻な影響を与えてアライグマについて、関係機関による迅速な対応・改善につなげる観点から、現段階で整理した調査結果等について報告を行うこととするものである。

【調査対象機関等】 環境省、農林水産省、国土交通省、都道府県(13)、市町村(26)、関係団体等

【実施時期】 令和元年8月～

主な調査結果

I ヒアリ対策

- 国内で56事例のヒアリが確認されているものの、その定着は確認されていない状況
- ヒアリ確認時の迅速な対応が重要であるが、地方公共団体の防除現場において、関係機関との連絡体制等の実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところもあり、環境省が事前に各地で具体的に働きかけるなどして、促している活動も確認できず

II アライグマ対策

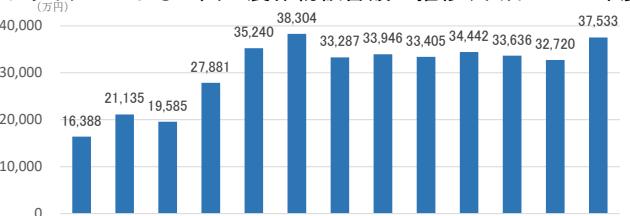
- 環境省が提供している生息分布の情報は、都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の具体的な準備のために活用しづらいとの意見
- 農産物への被害防止のための防除の取組においては、外来生物法の対象外となる鳥獣にも幅広く対応できる鳥獣保護管理法^(注2)の枠組の方が対応しやすいとの意見

ヒアリが確認された場所
(令和2年8月末現在)

(注)環境省資料に基づき、当省が作成



アライグマによる全国の農作物被害額の推移(平成18～30年度)



(注)農林水産省「野生鳥獣による農作物被害状況」に基づき、当省が作成

結果を踏まえた意見等

- 対象を重点化したモニタリングは、ヒアリの水際での早期発見に効果をあげているものと評価
- 環境省が専門家とともに定める調査・防除の方針に則して対策が的確に講じられるために、現状の評価・検証が必要

- 環境省は、アライグマの防除に必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方について検討することが必要
- 実務における適切な防除手段の選択を支援する取組が有用であり検討すべき

(注2) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）

外来種対策に係る主な制度の概要

- ◇ 国は、外来生物法に基づき、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外国起源の外来種を「特定外来生物」として指定^(注1)し、飼養・栽培・保管・運搬、輸入、譲渡、放出等を規制するとともに、対象とする生物ごとに防除の目標や方法などを定めて公示した上で(防除の告示)、防除を実施

(注1) 外来生物法の施行（平成17年）以降9回の指定により、哺乳類、両生類、魚類、昆虫類、植物等の各分類群のうち156種類を特定外来生物として指定

- ◇ また、国は、愛知目標^(注2)の達成に向け、外来種対策を推進するための基本的な考え方や国として実施すべき行動(各種施策・事務事業)等を取りまとめた行動計画及び生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種を選定した「生態系被害防止外来種リスト」(特定外来生物を含む429種類)を策定し、対策を実施

(注2) 平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議で採択された生物多様性の保全に係る具体的な行動目標としての20の個別目標

I ヒアリ対策

主な調査結果

これまでのヒアリ対策の成果

- 国内で56事例のヒアリが確認されているものの、その定着は未確認

港湾等における水際対策の現状と課題

- 環境省は、国土交通省と連携して、平成29年度から、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する全国の港湾を対象に、ヒアリの生息調査を年2回以上実施

また、国土交通省と空港管理者は、平成29年度から、国際線が就航する全国の空港を対象に、ヒアリの生息調査を年2回実施

- 調査対象とした12のうち7港湾管理者では、平成29年4月から令和元年8月までに、上記国の調査とは別にヒアリの生息調査を実施

- 現場でのヒアリの発見事例を見ると、定期的な調査だけではなく、突発的に発見された事例が少なくない。このような場合の初動に際し、大きな役割を果たしている地方公共団体において、関係機関との連絡体制等の実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところもあり、環境省が事前に各地で具体的に働きかけるなどして、促している活動もみられなかった。

ヒアリが確認された56事例の年度別等事例数

	H29年度	30年度	R元年度	2年度
確認事例数(計56)	26	12	10	8
うち生息調査(計22)	10	3	5	4
うち68港湾 (計34)	15	6	7	6

(注1) 「うち生息調査」とは、ヒアリが確認された事例のうち、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する全国の港湾を対象に環境省が年2回以上実施しているヒアリの生息調査、突発的に発見された際の環境省が実施する周辺調査、地方公共団体が独自に実施しているヒアリの生息調査等を端緒としたヒアリの確認事例数

(注2) 「うち68港湾」とは、ヒアリが確認された事例のうち、中国、台湾等からの定期コンテナ航路を有する港湾(令和元年度及び2年度は、休止航路を除く65港湾)におけるヒアリの確認事例数

(注3) 令和2年度は、2年8月までの事例数

結果を踏まえた意見等

- 対象を重点化したモニタリングは、ヒアリの水際での早期発見に効果をあげているものと評価
- 環境省に情報を一元化し、環境省が専門家とともに定める調査・防除の方針に則して対策が的確に講じられるために、現状の評価・検証が必要

ヒアリの防除の成否だけでなく、今後の外来種の水際対策における実際のオペレーションやそのための取決めの在り方を進化させることに役立てる目的で、検証や評価を行うことが必要

II アライグマ対策

主な調査結果

生息分布情報等の提供の在り方

- 国は、地方公共団体における捕獲等の防除活動の具体的な準備のために重要なアライグマの生息分布や捕獲頭数などの情報を提供
- 一方、調査対象30地方公共団体のうち、環境省のアライグマの生息分布調査結果を活用したとしているものは1、活用していないとしているもの12、承知していないとしているもの17
- 環境省のアライグマの生息分布調査結果は5kmメッシュで、おおよその位置しか把握できず、生息密度が分からぬため、活用が進まないのではないかといった意見
- 環境省が公表しているアライグマの捕獲頭数の数値は、4年前の実績であったり都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の準備のために活用しづらいとの意見

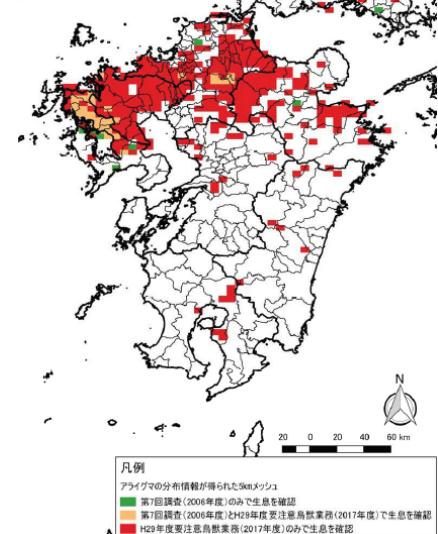
二つの制度を相互に活用した取組

- 「侵入初期段階」にあると考えられる9市町村及び「定着・分布拡大段階」にあると考えられる11市町村では、いずれの市町村においても、アライグマの防除を実施
- 外来生物法では、狩猟免許を持たない者でも捕獲活動に参加できるようになるなどのメリットがあるが、上記11市町村のうち4市町村では、外来生物法に基づく防除を行っていなかった。
- 住民にとっては、アライグマのみが防除対象とは限らず、外来生物法の対象外となる在来種のイタチや外来種のハクビシンといった鳥獣にも幅広く対応するためには、鳥獣保護管理法に基づく捕獲の方が対応しやすいとの意見

結果を踏まえた意見等

- 環境省は、地方公共団体において捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生息分布状況など必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方について検討することが必要

5kmメッシュでのアライグマ分布情報(平成29年度)



(注)「平成29年度要注意鳥獣(クマ等)生息分布調査報告書」(平成30年3月環境省自然環境局生物多样性センター)から九州部分を参考に抜粋

外来生物法に基づく防除と鳥獣保護管理法に基づく捕獲の特徴

区分	外来生物法	鳥獣保護管理法
目的	特定外来生物による被害の防止(被害未発生時の予防的捕獲や根絶も含む)	野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系に係る被害防止等
狩猟免許非所持者の取扱い	適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者は、わなの設置から捕獲、運搬までの一連の作業が可能	小型の箱わな等を用いて自家の敷地内や農林業者が自らの事業地内などで鳥獣を捕獲する場合は許可対象とすることが可能
期間・数量	複数年の計画期間で、捕獲数量の上限なし	最長で1年以内の捕獲期間で、捕獲数量を決めて許可申請
手続	地方環境事務所長及び地方農政局長に対し、防除実施計画書とともに確認の申請を行い、確認(認定)を受ける必要	許可権者(都道府県知事等又は地方環境事務所長)に捕獲許可申請を行い、許可を受ける必要

- アライグマ防除の取組がより効果的に行われるよう、外来生物法と鳥獣保護管理法それぞれの効果、メリット・デメリットなどを整理して、総合的な取組の方針を市町村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組が有用であり検討すべき